強い農業づくり総合支援 交付金

生産事業モデル支援タイプ



1 趣旨

需要者とのつながりの核となる事業者(拠点事業者*)が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつ つ、安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルを育成するため、協働事業計画に定める拠点事業者の 取組を支援します。

*拠点事業者とは、

農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等であって、安定的な生産・供給に向けて、協同事業計画に基づいて生産安定・効率化機能_{※1}、供給調整機能_{※2}、実需者ニーズ対応機能_{※3}の具備・強化に取り組むものをいいます。

- ※1…生産拠点·面積の拡大、農業用機械·施設の合理的配置·利用、農作業の分業·受託体制の構築、生産安定化·単収向上等のための技術の導入·定着等
- ※2…加工・貯蔵施設や荷受量を予測・調整するためのシステムの運営等
- ※3…実需者が求めるニーズを把握して行う、生産工程管理の実践の促進、加工適性の体制構築、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等

2 事業実施主体(拠点事業者)

事業実施主体は、拠点事業者である、農業者、農業者の組織する団体(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体)、民間事業者、コンソーシアム等です。

令和4年4月

農林水産省

趣旨

需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して安定供給や生産の安定化・効率化等に取り組む先駆的な生産事業に係る計画を承認し、多様な取組を後押し。

申請者

供給調整機能を有する施設を既に備えている 又は<mark>原則、協働事業計画承認年度内に整備</mark>に に着手することを予定している拠点事業者

主な内容

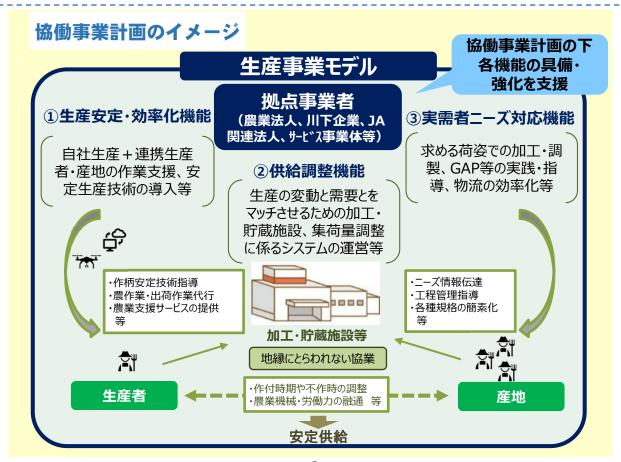
- 構成員
- 機能毎の現状・課題・取組内容(3か年以内計画)
- 到達目標※及びその根拠
- 地方公共団体の連携体制 等

※計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、 取扱金額又は対象生産面積のいずれかを10%以上拡大させる目標

承認基準

以下の項目を可・否で評価

- 対象品目のニーズを的確に把握していること
- 適切な到達目標が掲げられていること
- 生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能の全てを具備することが見込まれ、かつ 一つ以上の機能について強化する計画を有していること
- 取組が、到達目標の達成に必要な内容であること。また、過剰な取組内容となっていないこと
- 生産者の生産活動の安定・効率化が図られること
- 各構成員が取組内容に密接に関連する業務実績を有していること
- 関係する主たる地方公共団体と指導・助言等に関する連携関係を有していること
- 一個人に受益がとどまるような計画でないこと



4 協働事業計画と事業実施までの流れ

地域段階

地域が抱える課題の明確化

先駆的な生産事業に係る協働事業計画の作成

□到達目標

計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれか10%以上拡大

□目標達成のための取組 推進活動、施設整備

地方公共団体との連携

協働事業計画を国へ提出

国段階

地方農政局長等による協働事業計画の審査・承認

拠点事業者の取組の具体化

取組に係る事業実施計画の作成

□成果目標

□事業内容

事業実施計画を国へ提出

交付申請書を国へ提出

事業実施

地方農政局長等による 事業実施計画の審査・承認

- 事業内容及び成果目標の妥当性について審査
- 外部有識者による選定審査を経て、事業実施計画を承認

交付決定

5 事業の概要

協働事業計画に位置付けられた拠点事業者の取組を支援します。

1 採択要件

主な採択要件は次のとおりです(取組によって異なります)。

- 協働事業計画に位置付けられた拠点事業者が事業実施主体であること
- 成果目標の基準を満たしていること
- 費用対効果分析を実施していること(1.0以上であること)

2 交付率

推進事業は定額・1/2以内(補助金の上限額は1協働事業計画あたり5,000万円以内) 整備事業は1/2以内(補助金の上限額は20億円以内)

3 取組可能なメニュー

推進事業の対象

- (1)生産安定·効率化機能の具備·強化(→P5のア参照)
- ●労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立
- 2生育予測システム等の導入
- ❸種子·種苗等の供給体制の整備
- 4新たな栽培技術等の導入・普及
- ❺担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化
- (2)供給調整機能の具備·強化(→P5のイ参照)
 - ●貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立
 - 2集出荷調整機能の高度化
- (3)実需者ニーズ対応機能の具備・強化(→P6のウ参照)
 - ●GAP·トレーサビリティ手法の導入
 - ②新品種等現地適応性試験の実施
 - ❸導入品種等の加工等適正試験
 - ●品質管理、物流の効率化
 - ⑤高品質・低コスト流通システムの構築の取組
 - 6輸出対応型産地の育成
- (4)農業機械等の導入及びリース導入 農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等の導入
- (5)効果増進·検証事業
- (1)から(3)の取組効果の増進・検証に必要な取組

整備事業の対象

次の施設等の整備

- ●育苗施設
- 2乾燥調製施設
- ♠農産物処理加工施設
- **⑤**集出荷貯蔵施設
- 6 產地管理施設(分析施設)
- 7 用土等供給施設
- ❸農作物被害防止施設 (防霜施設、防風施設等)
- **⑨**生産技術高度化施設 (低コスト耐候性ハウス、植物工場等)
- **⑩**種子種苗生產関連施

ア 生産安定・効率化機能の具備・強化

1. 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調整体制の確立

農作業や出荷作業の代行、農業機械の合理的配置・利用、 労働力の融通、収穫時期等の労力が集中する時期の労働力確保 に資する調査や就労者の研修・指導等を実施

2. 生育予測システム等の導入

実需者への安定的な供給を行うために必要な、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等を実施



実需者の求めに応じた品種の種子·育苗の導入を図るために必要な生産管理システムの検討や生産技術講習会等の取組を実施

4. 新たな栽培技術等の導入・普及

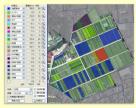
機械化体系の導入に際して必要な管理機・収穫機に適合した栽培 方式の導入、農地・農作物等のデータの分析等の取組を実施



研修指導



種子・種苗の生産



生育データを活用した ほ場管理



機械収穫に適した栽培方式の導入

5. 担い手不在地域への参入・農地利用集積拡大体制の強化

人・農地プランの実質化に伴い、集落内の話し合いで明らかになった課題への対応に必要な取組を実施

イ 供給調整機能の具備・強化

1. 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

実需者に対して、品質を維持したままで安定的に供給するためのコールドチェーン構築に必要な取組や出荷量の平準化を行うために必要な予冷・貯蔵施設の整備、冷凍等の保存性の高い形態への加工等の取組を実施



冷蔵施設を活用した出荷量の平準化













加工

収穫

予冷

選別

輸送

保冷

コールドチェーンの構築(花きの例)

2. 集出荷調整機能の高度化

安定的かつ効率的な農産物の流通体制を構築するために必要 な広域単位でのストックポイントの活用、共同配送システムの実証、 複数の産地連携によるリレー出荷等の取組を実施



ストックポイント活用のイメージ

ゥ 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

1. GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のための、GAPやトレーサビリティの導入のための 検討会、システム導入、マニュアル作成等を実施



検討会の開催

2. 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める、加工等適性が高い新品種、新技術等の導入実証や栽培試験を実施





品種適性 試験

適性 新技術 験 の導入

\$20000000 + \$10000 + \$10000 + \$10000



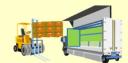
加工適性試験

3. 導入品種等の加工等適性試験

導入品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会や加工適性試験等を実施

4. 品質管理、物流の効率化

コンテナ輸送等実需者が求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制 や共同集荷・配送に必要なシステムや物流の効率化に必要な資材等の導入を実施



効率的な荷姿で配送

5. 高品質・低コスト流涌システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、湿温度管理等の流通システムの実証・導入



高湿度冷房技術の導入

6. 輸出対応型産地の育成

()輸出先のニーズに対応した品種・技術の選定

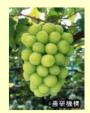
輸出先のニーズや残留農薬等の基準を把握した輸出事業者が産地と連携し、品種・技術等の導入検討会を開催

②選定した品種・栽培技術の実証

残留農薬等、輸出先の基準や外観等の品質について、輸出先のニーズをクリアするための品種・技術を産地が 栽培実証

③輸送時の品質保持技術の導入・実証

輸出先に求められる品質を維持しつつ長期に亘って安定的な輸出を実現するため、輸送時の品質保持技術の 導入・実証



貯蔵性が高い品種や 長期保存技術の選定



輸出先二一ズに合致した 省力樹形の導入実証



鮮度保持機能付き冷蔵庫 を用いた最適輸送実証

事業実施計画の審査

1 審査の観点は、推進事業及び整備事業の成果目標に加えて以下のとおりです。

(1)協働事業計画の内容が、生産事業体としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっているか。

.....

- (2)主体となる拠点事業者の取組がモデル性を有しているか。
- (3)協働事業計画の内容が、拠点事業者が3つの機能(生産安定・効率化機能、供給調整機能及び実需者ニーズ対応機能)を強化するために、ハード・ソフト両面の取組を総合的・効果的に実施するものであるか。
- (4)対象品目が、国産品への需要に対して、より一層安定的な供給が求められている品目であるか。
- (5)事業実施計画が有効性、効率性、実現性等を有しているか。
- 2 事業の成果目標は、推進事業にあっては複数の成果目標の中から1つを選択、整備事業にあっては複数の成果目標の中から2つまでを選択することとしています。

成果目標に基づくポイント

【(例)推進事業のポイント(1つの目標につき10点満点)】

成果目標等に関するポイントの内容

・販売額又は所得額の10%以上の増加。

20%以上・・・・・・10ポイント
18%以上・・・・・・ 8ポイント
15%以上・・・・・・・ 6ポイント
13%以上・・・・・・・ 4ポイント
10%以上・・・・・・・ 2ポイント

【(例)整備事業のポイント(1つの目標につき15点満点)】※ 実施主体は2つの目標を選択(30点満点)

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント		成果目標に対する現況値ポイント	
野菜	当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。		・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は 当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。	
		15%以上・・・・・・10ポイント		62.0%以上・・・・・・5ポイント
		12%以上・・・・・・ 8ポイント		47.3%以上・・・・・・・4ポイント
		9%以上・・・・・・・ 6ポイント		32.5%以上・・・・・・3ポイント
		6%以上・・・・・・・4ポイント		17.8%以上・・・・・・2ポイント
		3%以上・・・・・・・ 2ポイント		3.0%以上・・・・・・1ポイント

成果目標の設定と達成状況の評価

- 成果目標の目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度として設定します。
- 事業実施主体は、事業実施から目標年度の前年度までの間は、毎年度、事業実施状況を地方農政局長等に報告 します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、地方農政局長等に報告します。
- 地方農政局長等は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。





成果目標の達成 状況を評価



お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせ下さい。 また公募の情報については農林水産省Webサイトの 下記のページよりご確認ください。

httP://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi nougyou/index.html



北海道農政事務所 生產経営產業部生產支援課 担当:地域指導官

© 011-330-8807

www.maff.go.jp/hokkaido/



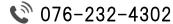
東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

© 022-221-6179

北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官



近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

1 075-414-9020

九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

₩ 096-211-9111(内線4440)

関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

1 048-740-0407

東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

№052-223-4622

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

© 086-224-9411

】地方農政局Webサイト一覧



www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html

内閣府沖縄総合事務局 農林水產部生產振興課担当:課長補佐(農産)

© 098-866-1653

www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班



